

長野県第1回環境審議会地球温暖化対策専門委員会

省エネと自然エネルギー利活用の段階的推進

2012年6月1日
山下 紀明



Free University of Berlin
Environmental Policy Research Center (FFU)



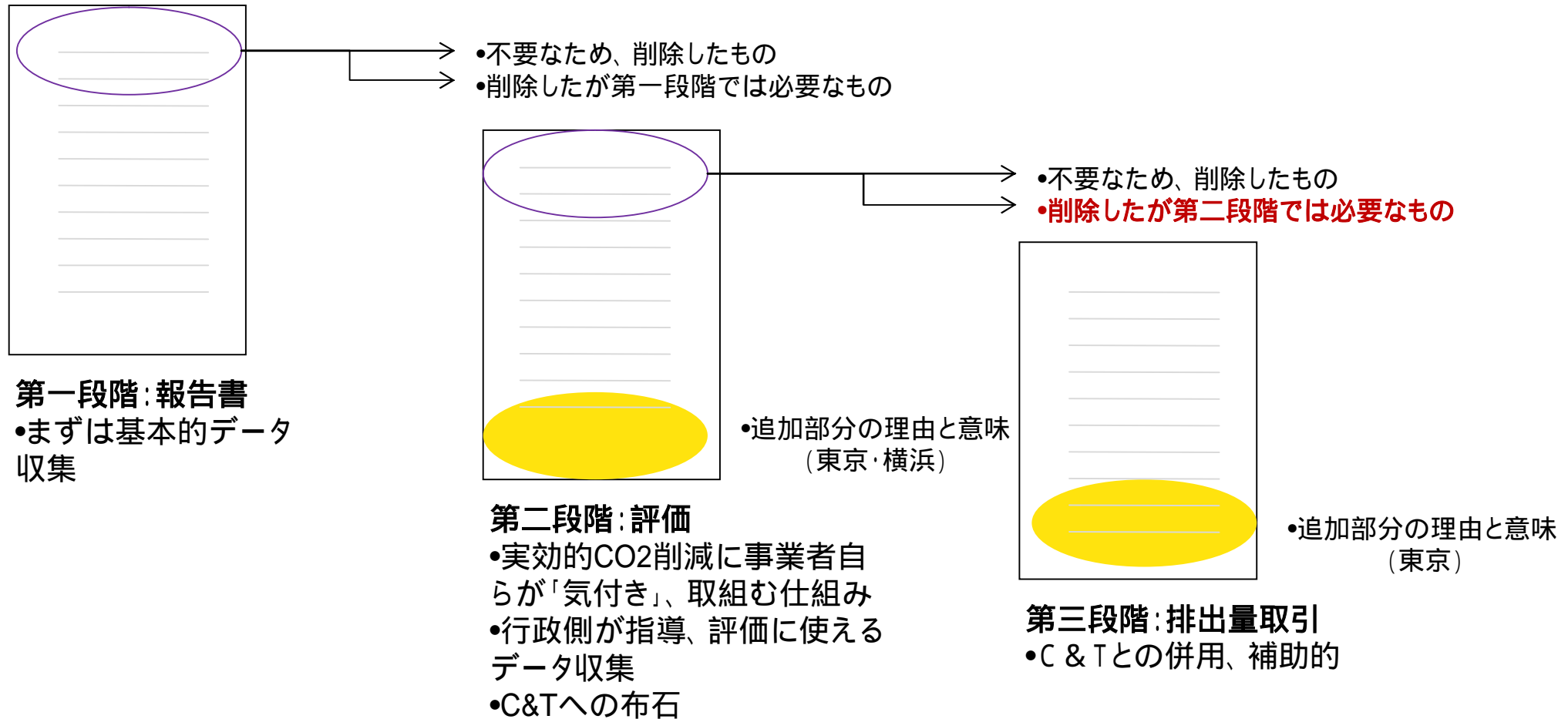
特定非営利活動法人
環境エネルギー政策研究所 (ISEP)

首都圏連携プロジェクトでの検討項目(参考)

項目	論点	
	根拠となる条例化など	制度
温暖化対策計画書制度	<ul style="list-style-type: none"> • 施行時期およびスケジュール • 中小規模事業所(者)の提出義務化 • テナント事業者の扱い • 算定、報告の推進体制 • 公表、評価、指導助言の内容と対象 	<ul style="list-style-type: none"> • 制度の立上に必要な体制や仕組み • 制度に必要なガイドライン等の整備 • 中小規模事業所(者)の任意提出へのインセンティブ • 自主的排出量取引(埼玉県方式)
再生可能エネルギー利用拡大制度化	<ul style="list-style-type: none"> • 利用拡大の目標設定 • 条例化の対象(必要性) • 利用拡大の対象エネルギー • 利用拡大の対象(率先、家庭、事業所など) 	<ul style="list-style-type: none"> • 利用拡大に必要な補助スキーム • 他の補助制度との整合性(国などの補助制度) • 利用者へのインセンティブの仕組み(表彰、「見える化」など) • 民間事業者へのインセンティブの仕組み
グリーンエネルギー証書の利用	<ul style="list-style-type: none"> • 各計画書制度への盛り込み • 環境価値(CO2削減価値など)の評価方法 	<ul style="list-style-type: none"> • 率先導入の実施方法 • 利用拡大のインセンティブ(計画書制度、表彰など)
建築物計画書制度	<ul style="list-style-type: none"> • 対象となる建築主の基準の設定 • 建築物の評価方法(省エネ、再生可能エネルギーなどの環境性能など) • 評価、公表、指導助言の内容と対象 	<ul style="list-style-type: none"> • 率先導入の実施方法 • 建築物の環境性能評価制度の確立(評価機関など) • 省エネ基準の設定 • 再生可能エネルギー利用拡大のインセンティブ
地域計画書制度	<ul style="list-style-type: none"> • 各地域で導入を検討すべきか • 対象となる特定開発事業者などの規定 • 対象となるエネルギー供給事業者の規定 • その他の事業者への規定(協力義務など) • 地域冷暖房区域に関する規定 	<ul style="list-style-type: none"> • 率先導入の実施方法 • エネルギー有効利用計画書などの提出・公表 • 地域エネルギー供給計画書・実績報告書の提出・公表 • 制度の義務化範囲とインセンティブ
エネルギー環境計画書制度	<ul style="list-style-type: none"> • 各地域での検討スケジュール • 対象となるエネルギー事業者の規定 • 計画書・報告書の内容と公表 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境性の高いエネルギーの率先利用の実施方法 • 電気事業者の環境性向上のインセンティブ • 再生可能エネルギーの導入 • エネルギー需要者へのインセンティブ

温対計画書発展の3段階

制度の各段階に求められるデータの構造と意味を整理する。



温対策計画書第二段階での重要事項 都ヒアリングより1

第二段階の趣旨をふまえつつ行政コストを減らすとともに、第三段階をにらんだデータ収集が必要。

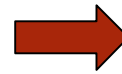
1) 第一段階から第二段階へ

- ・特に抜けたものはなく、大幅に追加

2) 第二段階での重要ポイント

2 - 1) 事業者が自ら気づき、対策に取り組めるようお膳立て。

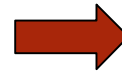
- ・対策チェック表、対策マニュアルにより削減ポイントを自ら意識
- ・計画策定時の削減見積もり、スケジュール化
- ・報告時の進捗管理
- (行政側でも網羅的チェックが可能)



- ・対策の基本方針の必要項目、削減の定量的な見積もりのガイドラインなどを準備
- ・低コストの運用対策を1年目に行わせ、後には設備対策の取組などメリハリをつける

2 - 2) 評価、指導、点検による大きな実効性と双方の手間

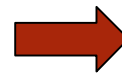
- ・提出時は正規職員8人、外部からの職員を含め20人程投入
 - ・仮提出: 8月
 - ・チェック・仮評価後の最終提出: 12月(都1300事業所)
- ・立入での指導
 - ・60/1300事業所(5%)
 - ・2~4人体制で事前チェック、現地、報告まで
 - 3人×2日×60事業所=360人日(推計)



- ・事業者による自己評価をベースとし、証拠となるバックデータとのチェックを主にすれば、必要人員は大幅削減可(都なら10人程度か)

3) 第三段階C&Tをにらんで

- ・義務をかける対象者が誰で、どこまでか(バウンダリ)を把握
- ・排出量算定の証拠となる証票をきちんと今から保管させておく



- ・第二段階の際に対象者、バウンダリを考慮
- ・証票をエネルギー管理部署で保存の義務づけ

温対計画書で必要とされるデータの構造化 都ヒアリングより2

計画書では、事業者自らが気づき考え削減計画を作成し、定量的な分析・評価・指導を行えることが必要

制度基本データ

事業所概要

- 業種分類(+)
- 事業概要(+)
- テナント事業者(+)
- 面積(+)

公表方法

- 公表期間(+)
- 公表方法(+)

計画期間

- 計画期間(+)

基準排出量

- 事業活動報告
- 自動車による事業活動

基本排出量報告

- 総基準排出量(+)
 - 基準年度以前
 - 排出量内訳
 - 年間エネ使用量
 - 年間CO2排出量
 - 月別エネ使用量
 - エネ起源以外
 - 自動車
- (+前年度総排出量)
(+排出量経年変化)

排出量抑制

対策の基本方針

- 基本方針
- 推進体制(+)
- 事業所内普及啓発

設備等排出状況

- 基準排出量
- 排出抑制目標
- 排出抑制措置(+進捗+達成状況)
- スケジュール(+進捗)

自己評価

- 計画・進捗への自己評価(+)

他対策

再生可能エネルギー等

- 導入計画(+導入実績)

事業所内その他措置

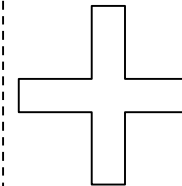
- 環境価値保有(+実績)
- その他取り組み(+)

自動車の詳細状況

- 基準排出量
- 排出抑制措置(+進捗状況)
(+達成状況)

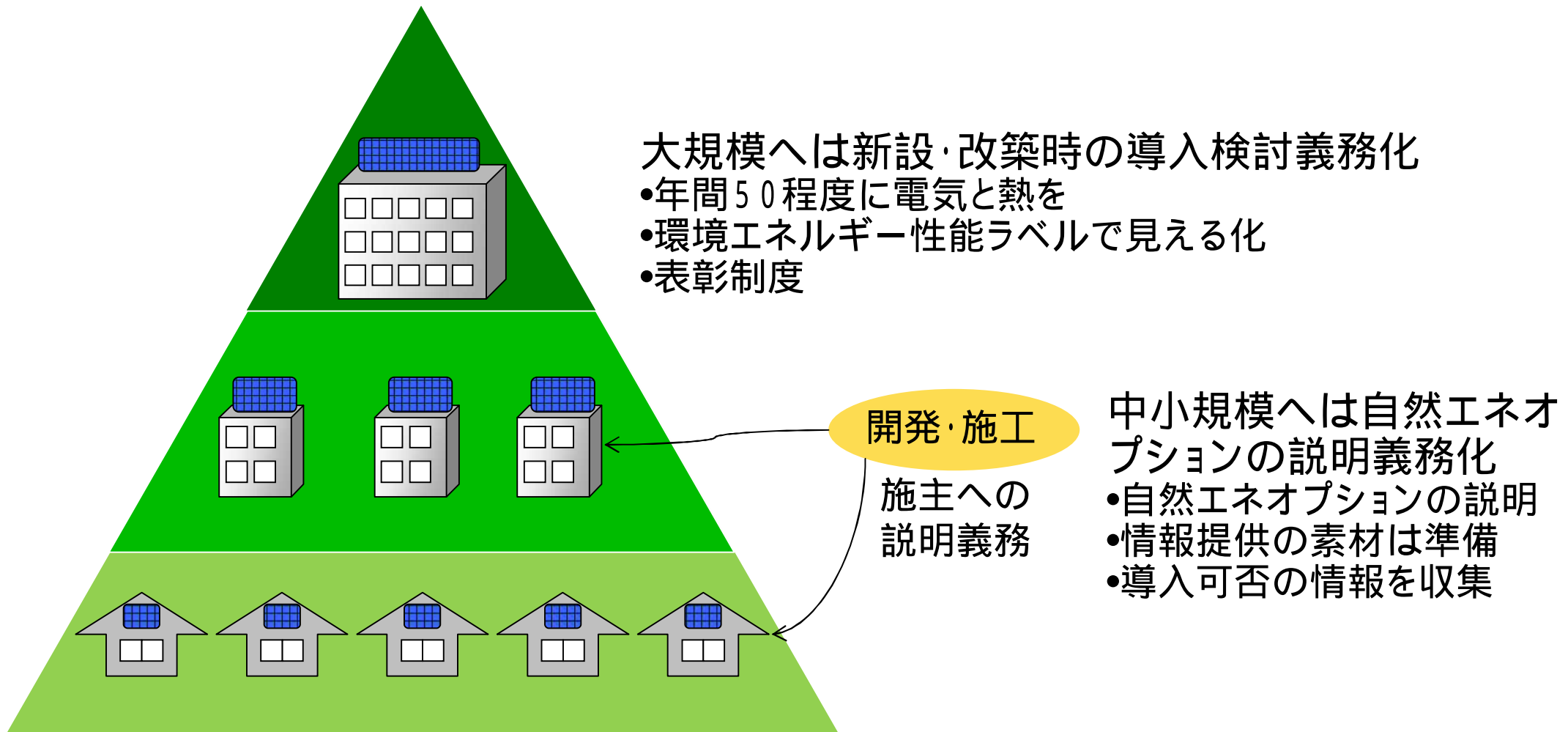
事業所外の措置

- 計画(+達成状況)



自然エネルギー導入の検討義務化 + 説明義務化

大規模への検討義務化 + 数が多い中小規模への説明義務化により幅広く機会を設け、情報を集める

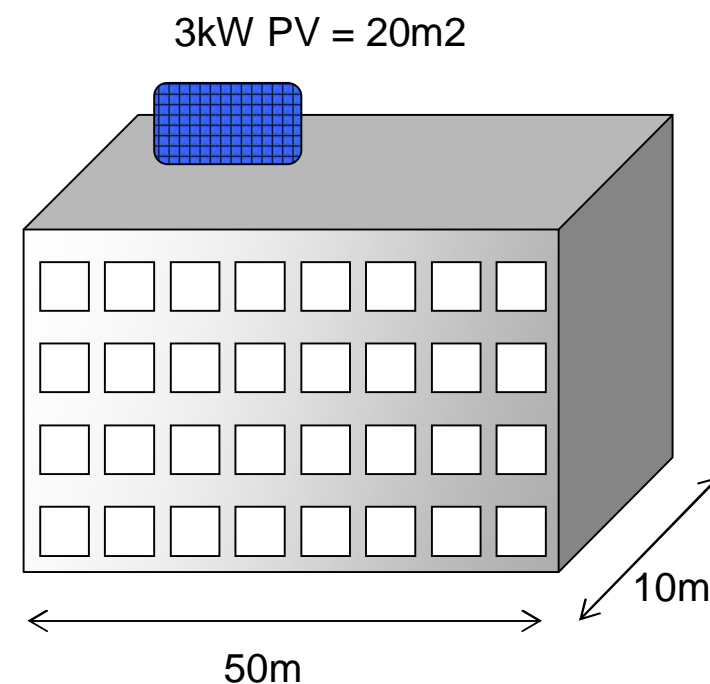


京都の自然エネルギー導入義務化

日本で初めての義務化を京都府・市で2012年4月から施行。義務量は小さいものの国に先行し、他地域に波及の可能性大。

• 大規模建築物への自然エネルギー導入義務化

- 床面積2000m²以上の特定建築物が対象
 - 年間30件程度を想定
 - 京都市内の歴史的保護地区のみ対象外
- 年間3万MJ相当の自然エネルギー導入
 - 太陽光なら3kW程度
 - 太陽熱やバイオマス熱利用も含む
 - 燃料電池は含まず



京都の自然エネルギー導入義務化の成立要因(仮説)

強力な施策を行うさいには、段階的發展と地域特性、内部調整が鍵か。

- 前回条例時からの段階的發展
 - 行政と事業者のネットワーク形成済み
 - 行政と事業者の予測の一致
 - 行政内部のネットワーク形成済み
- 京都の歴史と気質
 - 京都議定書の地としての意識
 - 環境関連企業の協力
- 行政内部の調整
 - 条例改正のタマとして
 - 建築・景観担当部署との調整と連携
 - エネルギー使用量の把握